

令和5～7年度 太子町学校給食用物資納入業者登録申請の手引き

太子町学校給食会

この手引きは、太子町学校給食の食材料の安全と品質確保を図るために、学校給食用物資納入業者の登録申請の手続きと基本要領について定めたものです。

登録をされる業者は、内容を確認し申請してください。

1 登録資格

『太子町学校給食用物資納入業者登録基準』による

2 学校給食用物資納入品目

- | | |
|------------|-------------------|
| ① 肉類 | ② 肉加工品(ハム、ソーセージ類) |
| ③ 魚介類・加工品 | ④ 大豆製品 |
| ⑤ 卵類 | ⑥ 乳製品 |
| ⑦ こんにゃく類 | ⑧ 野菜・果物類(生鮮) |
| ⑨ 乾物類 | ⑩ デザート類(菓子) |
| ⑪ 調味料・香辛料類 | ⑫ その他(冷凍食品など) |

3 申請書の配布

太子町のホームページの教育委員会学校給食センターのページから『太子町学校給食用物資納入業者登録基準』と『登録申請の手引き』がダウンロードできます。また、太子町立学校給食センターでも配布しています。

4 登録申請の受付

受付期間

令和4年11月7日(月)から11月28日(月)まで

※ただし、土・日・祝日を除く午前9時から午後4時まで

※郵送での申請も可

受付場所

太子町立学校給食センター

5 申請方法

申請書及び添付書類は、上記の受付場所へ提出してください。確認のうえ、提出書類に不備がなければ申請書を受理します。なお、申請に必要な書類は別表のとおりです。

6 資格審査

書類審査

申請書の受領後、登録基準に基づき、提出書類により審査します。

実地調査

学校給食用物資購入委員会が必要に応じて行います。

7 登録

登録の有効期間

登録期間は令和5年4月1日～令和8年3月31日まで

- ・学校給食用物資購入委員会において、納入業者として認められた業者に対しては、「登録承認書」を交付します。(12月中旬に交付予定)
- ・承認書の交付を受けた業者は、速やかに『口座振替依頼書』及び『緊急連絡先を記載した名刺等』を提出してください。
- ・登録内容が変更になった場合は、速やかに『記載事項等変更届』を提出してください。
- ・上記の有効期間内に、新たに登録の申請を行った者の登録期間は、登録された時点から令和8年3月31日となります。

8 登録の取消

登録期間内であっても、登録業者が誓約事項に違反し、学校給食センターの指示に従わないなど、太子町学校給食会が不適当と認めた場合は登録を取り消すことがあります。

9 希望品目の追加登録

登録業者から希望品目の追加申請があった場合は、審査のうえ追加登録を行います。

10 見積書の提出（入札）

登録業者は、品目・数量・規格等の見積依頼書により通知を受けた場合、所定の日時までに見積書を提出してください。規格等は、特別な指示のない限りその都度お知らせします。

また、見本（サンプル）の提示を求められた品目については提出をお願いします。

◇入札時には入札票のほか、以下の書類を併せて提出してください。

- ①食品栄養成分・配合証明書（指定様式）
- ②細菌検査表
- ③その他必要な資料等（①、② 生鮮野菜・生鮮果物・魚介類は不要）

11 発注及び納品

発注書により注文を受けた納入業者は、次の事項を厳守し、物資を納入してください。

・発注書に記載された物資を指定された日、時間（下記、参照）、場所に指定された規格及び数量を確実に納入してください。

（個数物については、発注数量に1%の予備（サービス）を加算してください。）

ただし、何らかの事情により納入時間等に支障が生じた場合は、速やかに連絡の上、指示に従ってください。

◇納入指定時間等

品目	指定時間	備考
肉類 魚介類 野菜 (当日使用分)	使用当日 午前7時30分～8時00分	
その他	指定日 午前7時30分～12時 (指定日 午後1時30分～3時)	原則：午前中 *午後になる場合は可能な限り連絡のこと

《*別途、発注時に時間を指定する場合があります。》

- ・見積書に記載した産地のものを納品してください。野菜類等で不測の事態により産地が異なる際は、わかり次第、早急に連絡してください。
- ・納入物資は、見積書提出時（入札）で決定された見本（サンプル）と同等品とし、見積書に適合したものとします。また、賞味期限やロットナンバーは極力同じものをそろえてください。
- ・納入物資については、店舗、倉庫、工場、配送車等の環境衛生に細心の注意を払い、不適格品及び量目不足等のないよう万全を期すること。納入物資が、学校給食用物資として不適格（量目、新鮮度、大きさ及び形状等）な場合は、速やかに適格品との交換に応じてください。

◇納品時には以下の書類を併せて提出してください。

- ①納品書
- ②食肉・食肉製品及び野菜・果物等流通経路報告（※町内個人業者は不要）
- ③放射能検査結果報告書（牛肉のみ）
- ④その他必要な資料等（例：従業員の検査結果報告）

12 代金の請求及び支払い

請求書の提出期限は、納品翌月の10日までにセンター必着でお願いします。

物資納入代金は、可能な限り、指定金融機関を通じて納品月の翌月25日（金融機関の休日に当たる場合は翌営業日）までに支払います。

13 その他

- ・この要領に定めるもののほか必要な事項は、学校給食会が別に定めます。
- ・登録されたとしても、発注されるとはかぎりません。了承のうえ申請してください。

【問い合わせ・連絡先】

〒583-0992 大阪府南河内郡太子町山田3454番地の1

TEL 0721-98-4607 FAX 0721-98-4609

太子町学校給食会

(事務局：太子町立学校給食センター)

別表 申請書類一覧表 【*印は、原本のみ】

必要な書類	町外		町内	
	法人	個人	法人	個人
① 太子町学校給食用物資納入業者登録申請書【*町指定用紙】	◆	◇	◆	◇
② 保健所の営業許可証の写し（食品衛生法第52条によるもの）	◆	◇	◆	◇
③ 食品衛生監視票（1年以内の写し） ※生鮮野菜・生鮮果物のみは不要	◆	◇	◆	◇
④ 製造元業者一覧表 ※生鮮野菜・生鮮果物のみは不要	◆	◇	◆	◇
⑤ 登記簿謄本又は定款の写し	◆	—	◆	—
⑥ 納税証明書（いずれも直近2年間のもの）				
《国税》「法人税」及び「消費税及び地方消費税」[その3の3] 税務署発行	◆	—	—	—
《国税》「所得税」及び「消費税及び地方消費税」[その3の2] 税務署発行	—	◇	—	—
《都道府県税》「法人事業税」、「法人都道府県民税」 都道府県税事務所発行	◆	—	—	—
《都道府県税》「個人事業税」、「個人都道府県民税」 都道府県税事務所発行	—	◇	—	—
《市町村税》「法人市町村民税」 住所地の市区町村発行	◆	—	◆	—
《市町村税》「市町村民税」 住所地の市区町村発行	—	◇	—	◇
注：いずれの証明も未納及び滞納がない証明でも可 契約等を支店に委任する場合は、支店に係る地方税の納税証明書を提出してください。 非課税者についてもその旨の証明を取得してください。				
⑦ 事業所及び工場等の位置図並びに施設の配置図	◆	◇	◆	◇
⑧ 会社概要（従業員及び施設設備調書） ※個人については不要	◆	—	◆	—
⑨ 学校給食用物資納入実績証明書【*町指定用紙】 ※他市町村の登録承認書でも可	◆	◇	◆	◇
⑩ 誓約事項【*町指定用紙】	◆	◇	◆	◇
※以下の書類は登録承認書を受領後に提出				
⑪ 太子町学校給食用物資代金請求等に係る指定「口座振込依頼書」【*町指定用紙】	◆	◇	◆	◇